

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

211

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

共同保育の実施可能日の適用拡大

提案団体

大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。

具体的な支障事例

現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保育を提供することは認められていない。

例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設=6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、このことで保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同じく保育ニーズが少ないお盆・年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士不足のなか効率的な配置ができていない。また、お盆・年末年始等も勤務であることを敬遠する保育士も一定数いることから、保育人材確保の支障となっている。

また、保育所等は基本的には月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお盆・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ない例もある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

例えば3つの施設で共同保育を行う場合、4名の職員が休暇を取れる可能性があり、保育士の負担軽減となることで、就労促進や定着率の向上など保育士不足解消につながることから、保育利用可能な児童数の増がみこまれ、待機児童解消に資する。

また、保護者にとっても、共同保育が可能となれば保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ないというような心理的な負担感が少なくなり、利便性も向上する。

根拠法令等

- ・「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、福島県、山口市、貝塚市、出雲市

○本市において、同一設置主体で、保育所・夜間保育所が隣接して立地している施設が存在しており、土曜日の共同保育を行っているが、盆・年末年始等においては、提案団体と同様に、それぞれの入所児童の職員配置基準を満たすよう、勤務形態を調整している。

本提案は、保育の質を低下させることなく、保育士の業務軽減が可能となり、保育士の定着化に資するものである。

○土曜日以外にもお盆期間など利用者が少ない期間において共同保育を認めることは、保育士の休暇確保等の観点から有効であると考えられる。市内の事業者よりお盆期間中の共同保育実施について相談を受けたこともあり、一定の効果は見込める。

各府省からの第1次回答

お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することは、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各市区町村の判断により、実施することができるため、対応済みである。

なお、土曜日について常態的に閉所する場合には公定価格上の減算の措置があるが、お盆や年末年始等についてはそのような措置はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案について、保育士等の勤務環境改善につながると考えており、共同保育が可能である旨を示していたことは、本市提案の趣旨を理解いただいたものと考えている。

ただ、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合は、各自治体の判断により共同保育が可能であるということであるが、その根拠が明らかでない。

現状のまま、土曜日以外における共同保育が認められてしまうと、朝夕等の児童が少数となる時間帯においても共同保育は可能と解釈できるのか、また、地域型保育事業の利用児童を慢性的に空きのある保育所で保育することが可能と解釈できるのか等、共同保育が可能となる範囲も明確でないし、各自治体の判断で無制限に認められるのであれば、施設ごとに利用決定をし、その施設に対して給付費を支払うという、子ども・子育て支援新制度の根幹が揺らぐことになるため、考え方の整理が必要ではないか。

以前本市から貴省に確認した際には、共同保育は認められないというご回答をいただいていることや、児童福祉法等の法令や厚生労働省の過去の通知にも共同保育についての規定が確認できなかったこともあるので、共同保育が可能であることの根拠やその範囲等について通知等で明確化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

土曜日以外でも利用児童が少ない場合に共同保育が可能であることの根拠となる資料（通知等）をご教示いただきたい。特段無い場合は、通知やQA等により、土曜日以外でも共同保育が可能であり、減算措置も無い旨を明示していただくようお願いする。（現在は実施できないと理解している自治体がある程度存在するからこそ、このような提案が複数自治体から出されているものであり、自治体によって認識に差が出ないように対応願いたい）

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次回答では、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に各自治体の判断で共同保育が

実施可能であることが示されたところ、提案団体をはじめ自治体では必ずしもその旨が認識されていないため、通知等で周知・明確化していただきたい。

各府省からの第2次回答

お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することが、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各市区町村の判断により、実施することができる旨について、自治体に周知等を行ってまいりたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(6) 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。

(関係府省:内閣府)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

221

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し

提案団体

宮城県、三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効果的・効率的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考える。そのため、例えば、過去の監査において指摘がない(少ない)施設や、実施状況を勘案し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合等には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図りたい。
※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている

具体的な支障事例

「実地検査」を行うべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は容易ではなく、1施設あたりの監査に充てることができる時間・労力を削減せざるを得ない状況となりつつある。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の判断で「実地検査」の頻度。方法等を設定できるようになれば、優良施設等については、3年に1度の実地検査の実施とするあるいは「安全対策及び処遇と会計にかかる「実施検査」を分け隔年で実施する」等の効率化により生み出した時間を用いて、優良施設とは認められない施設、新規に設置された施設等の実地検査に注力し、より徹底して行うこと等が可能となる。その結果、安全確保、処遇の向上、会計処理の適正化等が実現できる。
優良施設等側から見れば、実地検査を受ける際に必要となる時間・事務量が削減されるため、児童の処遇に充てる時間・事務量等を増やすことができることとなる。
以上により、児童福祉施設全体の質的向上が図られる。

根拠法令等

児童福祉法施行令第38条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、秋田市、新潟市、山口市、愛知県、兵庫県、神戸市、徳島県、松浦市、熊本市、沖縄県

○当市では、保育所・家庭的保育事業等の認可及び年1回以上の実地検査(施設監査)を行っている。対象施設・事業が増加するなか、検査で指摘が多い施設等には年2回以上の実地検査を行っており、職員の負担が増

加している。また、検査対象の施設等から、「指摘が少ない施設と指摘が多い施設が、毎年同一の検査を受けることを見直すべきではないか」との意見も受けている。当市としても、過去の検査で指摘が少なかった施設等は、検査項目を絞ったスポット検査を行い、検査時間の短縮を行う等、検査内容の見直しに努めている。しかし、児童福祉法施行令第35条の4・第38条に「1年に1回以上」の実地検査が義務づけられているため、「1年に1回」の検査頻度は見直すことができない。当市の意見として、各施設等の状況に応じたメリハリある実地検査を行うために、児童福祉法施行令に定められた「1年に1回」の検査頻度の見直しを図りたい。

○本市においても新制度移行後、保育所等の施設は増加傾向にあり、現地にて直接運営状況等を確認することの重要性は認識するものの、限られた人員で全ての施設の実地検査を行うことは難しくなりつつある状況にある。提案にあるとおり、過去の実地検査において特段問題の見受けられない施設については毎年度ではなく2年あるいは3年に1度の実地検査が認められる等地域の实情に応じた弾力的運用が認められることは、適切な検査を継続していくうえでも必要であるとともに、より重点的な指導を行うことが可能になると考える。

○本市の検査は、現在従来どおり1年に1度の実地検査を行っていますが、施設数の増加、職員体制の状況を考慮した上で、保育園、認定こども園については半日の検査を実施しています。半日での実地検査では検査できる内容に限界が出てきている状況ですので、ご提案にあるように「優良施設」については、実施頻度を見直す等の対応を行うことが必要であると考えます。

○本市においても、認定こども園等の施設数が増加する一方で、実際に監査を行う職員数が不足しているのが現状である。そのため、本市の判断で実地検査の頻度、方法等を設定できるようになれば、職員の1施設あたりの監査に充てる時間を増やすことができ、保育の質の向上に繋がると考えるため、提案に賛同するものである。

○本市においても保育施設数が増加する一方、職員の増員等実地検査体制の整備は容易でないため、施設に対する監査が適切に行うことが難しくなる恐れがある。

○本県においても、実地検査を行う際には、担当職員、対象施設ともに事前準備や当日対応に多大な労力を要している。優良施設等への対応を軽減することにより、担当職員、対象施設ともに業務の効率化が図られると考えられる。

○検査対象保育所数が増加している中、限られた職員数で実地検査を行っているため、都道府県の判断で確認監査と合わせた柔軟な対応ができれば、児童福祉行政全体の質の向上が図られる。

○本県においても、保育所数は年々増加しており、限られた職員で毎年全保育所に対し実地検査を行うことに苦慮している。そのため、1日で2か所(午前、午後)の保育所に実地検査を行っているが、幅広い項目を適切に監査するだけの時間が確保できないことが課題となっている。従って、効果的・効率的な指導監査を行えるよう、地域において弾力的な運用を求める意見には賛成である。

各府省からの第1次回答

保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。

一方、指導監査の方法については、「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日児発第471号)において、「監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮し弾力的な指導監査を行うこと」としており、現行においても各自治体の判断で、弾力的な運用が可能であることから、本提案は対応済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の回答は、監査の実施頻度についても「弾力化」の範疇であるということによろしいか確認したい。

提案団体としても、「保育の質」の確保・向上が重要であることに異論は無い。その上で、限られた人的リソースを有効に活用し、「保育の質」の確保・向上を図るためには、監査の実施回数の弾力化が必要、つまり「年に1回の実地監査の実施」を義務づけることが、重点的に監査を実施しなければならない施設の監査に時間を割くことができない等、むしろ「保育の質」の確保・向上を困難にする結果となるとの主張である。全ての施設に対して「年に一回の実地監査」を行わなければ「保育の質」の確保・向上が実現できないと言うのであれば、その根拠、並びに義務づけを廃止した場合の具体的な支障事例を示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛知県】

回答記載の局長通知においては、「指導監査の方法については、(中略)弾力的な指導監査を行うこと。」とされている。

しかし、現行の局長通知では、弾力的運用の範囲として実施の頻度まで含まれるか否かが不明確と考えられる。
実地検査を隔年で行う等の弾力的な運用が可能かも含めて、国において解釈通知又はQ&A等を発出していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

監査の実施回数については、児童福祉法施行令により、毎年1回以上、都道府県等による実地検査を行うことが義務づけられており、これを前提に、具体的な監査時期等については各自治体の実情に応じて設定することが可能である。
一方、指導監査に係る事務の効率化は必要と考えており、その方策について今後、検討してまいりたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

(xi) 児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について

提案団体

沖縄市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。

○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。

※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。

○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。

具体的な支障事例

○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。

○本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に寄与する

○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる

根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、山形市、豊中市

○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に苦慮しているという声も寄せられることもあり、提案内容のとおり措置されることで、事業者の参入が促されることが考えられ、待機児童の解消に繋がるものと思われる。

○従業員枠で3歳児以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所のような規模の大きな施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加に寄与する。

○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の進級先には苦慮しているところがある。また、従業員枠については、3～5歳児まで在籍できるものの、地域枠の児童がいないため保育の際の人数が少なく、就学を見据えた適切な集団保育等が提供できないケースもあることから、従業員枠を設定していても進級せずに別の保育所や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域枠についても3～5歳を設定できるようにすることで、地域枠はもとより従業員枠の利用者についても継続使用が適うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られること、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。

各府省からの第1次回答

事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れられることとしており、現行制度においても対応が可能である。

また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第45条に規定する保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状、本市としては、現在利用している児童が満3歳以上になった場合の受け皿がない(連携施設の設定ができない)などの理由でなければ「保育所型事業所内保育事業」においては、満3歳以上の児童の受入ができないものと理解(新規受け入れや定員設定はできないと理解)している。しかしながら、厚労省の回答の通り、満3歳以上児にも待機児童が発生しているなどの理由により、新規の受入や定員設定が可能なのであれば、その旨、明確化して頂きたい。

また、連携施設についても「特例措置の延長」による対応ではなく、満3歳児以上の児童の受入を実施する保育所型事業所内保育事業所については、満3歳児以上に対する保育の継続的な提供が担保されていることから、あえて連携施設へ転園させる必要はなく、当然に連携施設は不要であると考えている。

地域型保育事業については、満3歳児未満については家庭的な雰囲気による保育の提供、満3歳児以上については集団による幼児教育等の提供が求められていることから、連携施設の設定は重要だが、保育所型事業所内保育事業所においては、集団による幼児教育等の提供も可能である。

今回の提案により

- ①連携施設がなくても整備できる。(経過措置を除く)
- ②現在、連携施設を設定している保育所型事業所内保育事業の連携が不要となることで、他の地域型保育事業の連携施設を確保することができる。
- ③保護者としても、0歳児から継続して同じ保育所に入所させることができる。
- ④運営事業者としても安定した事業計画が立てられる。

等のメリットはありと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊中市】

現行制度により対応可能とあるが、あくまでも「地域の実情を勘案」するなどとした限定的な取り扱いとなっている。あわせて、自治体向けFAQ【第16版】No241及び事業者向けFAQ【第7版】P50、Q10にも不可能ではないが限定的な回答となっている。これらのことから、各提案団体の支障事例に加え保育所型事業所内保育事業の設備等が保育所に類似していることも勘案し、保育所型事業者内保育事業における地域枠について3～5歳児の設定が可能となるよう明確化されたい。

また、連携施設の設定についてのご回答について、3歳以降の受け入れが可能になれば結果として受け入れ先としての連携施設の設定が不要になることから、保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置についての見直しに向けて積極的に取り組んでいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特例措置については、子ども・子育て支援法の施行後5

年の見直しの中で検討するとの回答をしているが、当該基準は「従うべき基準」であり、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

＜満3歳以上の児童の受入について＞

○ そもそも家庭的保育事業等において、満3歳以上の児童の新規受入れ・定員設定は法律上許容されているのか。許容されているのであれば、どのような場合に満3歳以上の児童の利用が許容されるのか

- ① 満3歳未満からの継続利用
- ② 満3歳以上の児童の新規受入れ
- ③ 満3歳以上の児童の定員の設定

のそれぞれについて明確に示されたい。（1次ヒアリングのほか、国家戦略特区ワーキンググループヒアリング（平成28年7月11日等）における発言も踏まえて具体的に回答されたい。）

○ 1次ヒアリングでは、事業所内保育所を利用する児童が満3歳以上になった場合であっても一定の要件のもと引き続き利用することが可能であると説明があったが、

- ・満3歳以上になるまで当該事業所を利用していなかった満3歳以上の児童を新たに受け入れることの可否
- ・事業所が認可時から満3歳以上の児童の定員を設けることの可否

については示されていないことから、地方公共団体の間では原則として満3歳以上の児童の新規受入れはできないと捉えられている。

提案されている利用定員20名以上の保育所型事業所内保育所には、通常の認可保育所と同様の設備・運営基準が課されていることを鑑みると、これらの対応（満3歳以上の児童の新規の受入れ、定員の設定）も可能とするべきではないか。

○ また、同ヒアリングにおいて、満3歳以上の児童の継続利用が可能な場合として、次の通り例示されたところ。

- ・従業員枠、地域枠共通
- ① 居住する地域に保育所や認定こども園がない場合
- ② 保育所や認定こども園はあるが定員に空きがない場合

- ・従業員枠のみ
- 保護者の強い希望がある場合

これらの条件について、地域枠を利用する児童であっても、従業員枠と同様に、保護者の希望によって満3歳以上の児童の継続利用を認めるなど、自治体の判断で柔軟に満3歳以上の児童の継続利用を可能とするべきではないか。

＜卒園後の受け皿としての連携施設の確保について＞

○ 満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内保育事業所については、当然、卒園後の受け皿としての連携施設を確保する必要はないため、直ちに所要の省令改正等を行うべきではないか。

各府省からの第2次回答

事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れられる旨を自治体に対してお示ししてまいりたい。

また、保育所型事業所内保育事業に係る連携施設の設置については、連携施設の設置状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

（7）児童福祉法（昭22法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65）

（i）事業所内保育事業については、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の児童の受入れ等が可能であることを

明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。

(関係府省:内閣府)

(ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設に関する規定については、以下のとおりとする。

・保育所型事業所内保育事業について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育教諭の経過措置の延長

提案団体

館山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長

具体的な支障事例

現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれもの資格を有する必要があるが、平成 31 年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成 31 年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園を継続することが可能となる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、宮若市、松浦市、熊本市、九州地方知事会

○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。

○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では 31 年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の 3 歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。

○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭

免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。

○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。

○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつなげる。

○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。

○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。については、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。

○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。

○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていくことは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。

○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。

○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。

○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。

○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格

をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。

○現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることが出来る。当市としても、経過措置期限内に施設に対して、保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているが、施設の利用希望者が多く職員配置に余裕がないことと、幼稚園教諭の養成機関が限られている上、受講希望者に対し定員が少なく、希望する日程での受講が困難な状況であるため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することが困難な状況となっている。この状態で特例措置が修了すると、幼保連携型認定こども園の円滑な運営に支障が生じ、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。

○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。

○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。

○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。

○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 国へ要望済み)

各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。

同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。

今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定どおりの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容どおり対処願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。

○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資

格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(13)教育職員免許法(昭 24 法 147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 18 法 77)

幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平 24 法 66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

267

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

住居確保給付金の再支給要件の緩和

提案団体

青森市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、傷病等により就職活動ができないまま当初支給期間が終了した者が、その後に就職活動を再開し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

○住居確保給付金の再支給については、生活困窮者自立支援法施行規則第 16 条により、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合に限り、認められている。

○住居給付金の受給開始後、疾患により就職活動ができないまま当初支給期間(3か月)が終了した者について、その後に疾患の治癒により就職活動を行うことが可能となり、かつ、就職を容易にするため住居を確保するため必要があると認められる場合であっても、再支給することができない。

○当市(当県)における有効求人倍率は全国平均を下回っており、また、保護率も全国平均を大きく上回っている。生活保護の受給開始後に経済的に自立する事例は多くなく、生活保護の受給前に生活困窮者に対して自立を促進していくことが重要である。

○住居確保給付金は高い常用就職率があり、生活困窮者の自立支援策として有効である。

【参考】

○平成 29 年時点の人口千人あたりの生活保護受給者の割合(%)

全国平均 16.8%、青森県 23.38%、青森市 30.55%

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住居確保給付金の再支給要件を緩和することにより、生活保護を受給する可能性がある者の就労を支援し、自立を促進することが期待できる。

根拠法令等

生活困窮者自立支援法第5条、生活困窮者自立支援法施行規則第 16 条、「住居確保給付金の支給事務の手引き」、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答(問7-5)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

大和市、福井市、城陽市、西宮市、出雲市、熊本市

○住居確保給付金の再支給要件は「受給者が住居確保給付金の受給期間中又は受給期間終了後に、常用就職した後に、新たに解雇された場合、(中略)再支給することができるものとする。」と規定されている。

住居確保給付金の受給者が1か月や3か月といった派遣契約を複数回更新し、実際は1年～2年継続勤務した後に契約満了により離職したとしても、制度上は非常用就職であり、かつ会社都合退職(解雇)とは見なされない。そのため、受給者が離職により再び住居を喪失するおそれがあり、生活保護申請を希望しない場合であっても、金銭給付を伴う支援を実施することができない。

○左記事例と同様の事例のほか、下記のような事例もある。事例を限定せず、再支給要件の緩和について検討を行ってほしい。

(支障事例)

夫婦で生活しており、過去に夫が受給していた。妻が失業したため、給付金の支給を希望していたが、夫が生計中心者であったため再支給の要件に該当せず、支給を断念した。他自治体より本市へ転入。転入後はアパートを借りて就労をしていたが、自己都合により退職。他自治体にて受給歴があるとの申し出があり、支給を断念した。

(再支給を認めてほしい事例)

雇用期間6ヶ月以上の常用就職であっても、あらかじめ契約更新がない旨規定されていた雇用を満了した場合。受給開始後、一時的な病気で求職活動ができないまま、3ヶ月の受給期間が終了。その後、体調が回復し、就職活動を再開する場合。自己都合による退職であったとしても、相当期間の就労があり、退職後も熱心に求職活動をしていたと認められる場合には、自立相談支援機関や自治体の判断で再支給の検討ができるようにしてほしい。

※給付金利用者の中には、雇用期間の定めがない常用雇用に就いたとしても、就労定着が難しい場合もある。また、職歴の浅さ等からいったんは雇用期間の定めのある常用雇用に就かざるを得ない者もいるため、給付金利用者・申請者の属性に配慮した再支給要件を再整備していただきたい。

○本市にも同じような事例により、支給が中止され再支給できずに生活保護になったケースがある。再支給は生涯で一度だけという要件について緩和を求める。住居確保給付金は、高い就職率があり、生活困窮者の自立促進を期待できる制度であるため、再支給要件の緩和を求める。

○住居確保給付金については、該当者が少なく実績が上がらない状況が続いており、支給要件の緩和により生活困窮者の自立促進が図れると考える。

各府省からの第1次回答

住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は失う恐れがある方に対し、求職活動等の要件を満たす場合に賃貸住宅の家賃相当額を一定期間支給するものである。

今回のケースのように、支給期間中の傷病等により、求職活動が出来ないような状況になった場合、当初期間中は給付金の支給は可能であるが、当初3ヶ月の支給終了時点において、延長の要件(求職活動等)を満たさないため、引き続いての支給は出来ない。

また、再支給については、使用人(事業者側)の都合で職を失った方を救済する目的で設けられた規定(支給事務の取扱問答9-1-1)であり、常用就職した後に雇用主側の事情等により解雇された場合が対象とされており、傷病等が癒えたということだけをもって再支給の対象とはならない。

本給付金は、あくまで、原則3ヶ月という期限付きの給付金であり、その後の延長等は支給決定時から約束されているものではないこと、また、支給決定時は「離職等により経済的に困窮し住居喪失のおそれ」があったが、傷病等により住居確保給付金を受給していなかった期間も含め、他の手当等の支給を受けることなどにより、回復後に離職等による困窮状態が続いているとは必ずしも言えないことなどから、再支給の要件緩和は困難である。

傷病期間中、回復後の支援も含めた、再就職支援について、自立相談支援機関など関係機関と連携しながら必要な支援を提供してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○当該給付金の再支給については、常用就職後、雇用主側の都合により解雇された場合のみ対象となっている。

今回の提案は、傷病が本人の意思に関わらず発生するものであることから、収入要件等を満たし、求職活動を再開した場合は、再支給を認めてよいものとする。

なお、他の手当等の支給を受けることにより必ずしも困窮状態が続いているとは言えないとのことであるが、他の手当等の支給を受けても、なお支給要件を満たす生活困窮者を対象として再支給の要件緩和を求めるもの

である。

○生活困窮者においては、様々な事例があるため、一律に再支給の要件緩和が困難であると結論付けるのではなく、詳細の把握に努めていただいた上で再検討をお願いしたい。

また、仮に再支給要件の緩和ができない場合であっても、第1次回答でも触れられている「傷病期間中、回復後の支援も含めた、再支給支援について、自立相談支援機関など関係機関と連携しながら必要な支援を提供」することについて早期に検討していただき、その際には、本市及び追加共同提案団体の主張をも考慮した支援内容となるようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

住居確保給付金は原則3か月間という短期間で安定した住居の確保と就労自立を図る制度であり、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者が対象となっている。

住居確保給付金は原則1回の受給に限られるが、雇用主側の都合により解雇された場合のみ、例外的措置として再度受給出来るよう適用拡大しているものである。

ご指摘のとおり傷病は本人の意思に関わらず発生するケースもあるものと考えられるが、仮に再支給の要件を緩和した場合、①傷病の種類も様々であり、どの傷病であれば就職活動が客観的に困難な状況と明確に説明することが困難なこと、②診断書等の取得により繰り返しの受給申請がなされる可能性も少なからずあること、③限られた財源の中で、再支給要件の緩和は新たな財政負担が生じることから慎重に検討する必要があることなどが考えられることから、収入要件等を満たし、就職活動を再開したということだけをもって再支給を認めることは難しいと考える。

また、「傷病期間中、回復後の支援も含めた、再就職支援について、自立相談支援機関など関係機関と連携しながら必要な支援を提供」することについては、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業などをはじめとする生活困窮者自立支援制度による支援や住宅施策、高齢者施策、ひとり親施策等他制度との連携による支援により、本人の抱える様々な課題に応じて、総合的な対応を図っていくべきものと考えている。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(34)生活困窮者自立支援法(平25法105)

(ii)生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、傷病により就職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え就職活動を再開した場合の、当該給付金の支給の必要性や運用方法等について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

271

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農林漁家民宿での食事提供について

提案団体

山形県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

農山漁村における交流人口の拡大による農林漁家所得向上、就業機会の創出と地域活性化を推進するため、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農林漁家民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていただきたい。

具体的な支障事例

農林漁家民宿が、ビジネスとして維持・発展していくためには、宿泊客の安定確保はもとより、宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を中心とした食事を提供することによる安定的な収入確保が重要である。実際、規制緩和を利用して開業した事業者からは、宿泊を伴わない利用(体験と食事のみなど)に関する問合せが増えており、宿泊者以外にも食事提供が可能となれば、年間利用客も増え、収入増や所得向上につながるという要望があがっている。

また、農山漁村には、飲食店が少ないことから、風景や自然景観を楽しみながら地域の郷土料理を食べることができないなど、観光客のニーズへの対応不足が交流人口拡大の阻害要因の一つとなっている。

現行、農林漁家民宿の宿泊者には飲食店営業許可の規制緩和の特例により、食事を提供することが可能であるが、宿泊者以外にも食事提供する場合には、当該許可施設を使用することはできず、新たに食事を提供するための専用の施設設備を整備し、飲食店営業許可を別途取得する必要がある。しかし、この場合、施設整備に対する負担が大きいため、整備を断念するケースが多いことから、これまでの宿泊者への食事提供の実績等を勘案し、農林漁家民宿に対する飲食店営業許可の更なる規制緩和が求められる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・農山漁村における交流人口の拡大と観光消費額の増加
- ・宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を主とする食事を提供することによる農林漁家民宿の収入確保

根拠法令等

平成 17 年 7 月 21 日付け厚労省通知「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

徳島県

—

各府省からの第1次回答

御提案いただいたケースのように、営業者が農林漁業体験民宿を営む農林漁業者であっても、不特定又は多数の者に反復継続して食事を提供する場合には、その他の飲食店と同様に取り扱われるべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

通常の飲食店と同様に取り扱うとする場合、飲食店営業許可を別途取得し、新たに食事を提供するための専用の施設設備を整備する必要があり、農林漁家民宿事業者にとっては負担が大きいため、新たな事業を断念するケースが多いことから、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。

そこで、各都道府県が定める基準のもと、例えば、宿泊者に対する現行の特例と同様の考え方で、提供する食事数を宿泊者定員までとするなど、限定要件を付したうえで、農林漁家民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

御提案いただいたケースのように、農林漁業者が農林漁業体験民宿の宿泊者以外の者に食事を提供する行為は、通常の飲食店と同様の行為であり、農林漁業体験民宿における宿泊客への食事提供とは業態等、前提条件が異なることから、現在許可を受けている施設のまま、提供対象を拡大できるか否かについては、許可権者である地方自治体において御判断いただきたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(9) 食品衛生法(昭22法233)

農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に2018年度中に周知する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業者等による連携施設の拡充

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- 1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。
 - ① 認証保育所
 - ② 企業主導型保育事業所
 - ③ 特区小規模保育事業所
- 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。

具体的な支障事例

- 1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。
- 2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成 30 年 4 月 27 日付)により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所で代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めない」として基準が緩和されたところである。

現状、区市町村では、「小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。

 - ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員
 - ② 職員の病気・休暇等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- 保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。
- 家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。

根拠法令等

児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項および第 2 項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 6 条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(雇児発 0905 第 2 号)、練馬区家

庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、神戸市

○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。

各府省からの第1次回答

（1について）

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、連携施設の確保先を緩和するという本件提案に対応することはできない。

（2について）

ご指摘の「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」については、事業規模や保育士数等を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するにあたって、当該事業所の本来の業務に支障が出ず、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

（1について）

○連携施設の確保にあたり、保育の質を担保していくことの重要性は認識している。

○3つの項目のうち「保育内容の支援」を担う連携施設は、引き続き、認可保育所を中心に確保すべきである。

○一方で、「卒園後の受け皿」としての連携施設の確保に向けては、区市町村としての取り組みとして、卒園児を受け入れるための連携施設の対象を増やす必要がある。しかし、幼稚園・認定こども園との連携も進めているが、保護者のニーズや希望に沿った受け皿にはなりにくいため、現状では、認可保育所の整備以外の選択肢がない。

○「卒園後の受け皿」としての連携施設は、1対1ではなく、1つの家庭的保育事業者が複数の施設を確保することも可能。本提案の保育施設については保育の質も十分担保されていると考えているため、認可保育所を中心に確保を図りつつ、第2・第3の連携先として、本件による拡充は認めることができないか。

○「卒園後の受け皿」の確保において、連携施設の対象の拡充は、3歳以降も保護者が安心して働くことができる環境の整備という趣旨であり、保護者の安心感にもつながるのではないか。

○「代替保育」が地方分権改革提案により要件が緩和されたことと同様に、「卒園後の受け皿」にかかる連携施設に限って拡充することも可能ではないか。

○なお、現行の基準（省令）では、3つの項目を一体的に規定し、対象施設も共通である。しかし、それぞれの趣旨が異なるため、3つの項目ごとに、対象とすることができる施設を定めるよう検討してはどうか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

＜卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について＞

○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設（認証保育所等）、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。

○ 平成 28 年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。

＜連携施設に関する経過措置の延長について＞

○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。

○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。

連携施設の設定に当たっては、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えているが、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行後 5 年の見直しの中で検討してまいりたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(7) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(ii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設に関する規定については、以下のとおりとする。

・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定（同令 6 条 3 号）については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設（児童福祉法 59 条 1 項に規定する施設のうち、同法 39 条 1 項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。）であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府）

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

275

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。

具体的な支障事例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられている。

本規定については、平成 32 年 3 月 31 日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を図っているところである。

しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設が限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点により待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることが可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項および第 2 項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 6 条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第 6 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、仙台市、須賀川市、神奈川県、豊田市、大阪市、神戸市、西宮市、倉敷市、沖縄県、那覇市

〇本市においても卒園後の受け皿確保に関し連携施設確保に向けた支援を継続して行っているが、連携先である保育所等における面積基準や保育士不足等の関係で新たに3歳児の受入が困難となっている。そのため連携協力を行う必要がある3つすべての協定締結が困難である状況が続いている。上記の状況に鑑み、平成 32 年 3 月 31 日までとなっている経過措置期間の延長を希望する。

〇経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を

失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。

○本市においては民間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間保育所等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設として設定している。しかし待機児童数が増加しており、定員の空き枠がないため、「卒園後の受け皿」としての機能が果たせていないのが実状である。

○3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている

○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

○本県(政令・中核市除く)における連携施設の成立率は、県・市町村の協調補助による支援の効果もあり、平成28年度38.0%、平成29年度69.6%と徐々に上昇している。しかし、経過措置終了までに100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していることもあり大変困難な見通しである。一方で、卒後の受け皿を確保し、3歳児以降、スムーズに保育所等につなげていくことも大変重要であることから、連携施設の設定だけでなく、市町村の利用調整の際に特別優先枠を設けるなど、他の制度の活用も必要と考える。

各府省からの第1次回答

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

○経過措置期間の延長を求めるにあたり、主たる支障事例は、市町村が積極的な関与・役割を果たしているにも関わらず、「卒園後の受け皿」の確保が困難なことである。見直しの検討にあたっては、市町村の実態を踏まえていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

国において見直しの検討をされているところかと思うが、見直しの方向性及び検討結果について早急に表明していただきたい。万が一、認可取消しとなる場合や、制度改正をされる場合、子どもの預け先等の調整等は容易ではないため、十分な準備期間を設定していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

家庭的保育事業者等による連携施設の確保及びその経過措置については「従うべき基準」とされており、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

<卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について>

○連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏ま

えれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。

○ 平成 28 年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。

<連携施設に関する経過措置の延長について>

○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。

○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

一次回答のとおり、設備運営基準附則第 3 条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行後 5 年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における議論の状況も踏まえつつ、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(7) 児童福祉法(昭 22 法 164) 及び子ども・子育て支援法(平 24 法 65)

(ii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平 26 厚生労働省令 61)のうち、連携施設に関する規定については、以下のとおりとする。

・連携施設に関する経過措置(同令附則 3 条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。

(関係府省：内閣府)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

276

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援新制度において、幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。

経過措置として、平成 31 年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができるとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。

具体的な支障事例

平成 32 年度以降は幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない潜在保育士も数多くいることが想定されることから、施設の認可時において保育教諭の確保が困難となり、幼保連携型認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。

本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大2校とも受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応分を含めても、受講者のニーズを考えると 31 年度末までの更新は非常に厳しい状況である。

このままでは平成 32 年度時点でも免許の未更新者が多数生じ、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。

(大分県の状況)

- ・31 年度末までに受講しなければならない人数: 529 人(A)
- ・31 年度末までに確実に受講できる人数 : 340 人(B)
- ・未受講となるおそれのある者 : 189 人(C=A-B)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間」の経過措置を見直し、「認可から 5 年間」に改正することにより、幼保連携型認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては待機児童対策にもつながることが期待できる。

根拠法令等

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成 18 年 6 月 15 日法律第 77 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、須坂市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、徳島市、松浦市、熊本市

○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。

○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。

○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。

○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。

○経過措置中に認定こども園になっている園では、園で計画を立て免許の更新を行なっているが、県内で受講できる学校が少ないことや、園の開所日に講習があるため、代替教諭が確保できず、計画どおり更新できていない。

○本市においても、同様の支障が出るのが想定されており改正を要望する。

○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつなげる。

○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方を有する保育教諭等の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。

○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついては、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。

○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。

○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許（有効な状態）・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用（非正規）職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていくことは、失職（離職）等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。

○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。

○本府においても同様の支障事例がある。大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。

○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。

○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。

○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。

○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。

○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。

同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。

今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念

仮に経過措置期間がそのまま終了してしまった場合、両方の免許・資格を有しない保育教諭は配置基準上の有資格者として算入できなくなるため、施設としては園児の保育定員を減らざるを得ない状況になる。そうなれば、新規児童の受入れが困難になるばかりでなく、場合によっては転園措置等も必要になることから、広く地域住民に影響を及ぼすことが懸念される。また、市町村においては施設整備等により定員増を図っている中で、本経過措置終了による定員減に伴い、市町村として保育の需要調整を行う責務を負っているにも関わらず、その責務の達成を妨げられるほか、施設によっては両方の資格を持っていない保育教諭の処遇が後退(異動や賃金減など)することも懸念される。

○関係団体からも実現を求める声

本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が強く出されており、内閣府子ども・子育て会議の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多大な支障が生じることは自明である。

○大分県の実情

大分県では、保育団体等とも連携し、幼免更新講習を受講できるよう養成校等に新たな開講を働きかけているが、これ以上の受講定員増は大変厳しい状況にある。現行の幼児教育・保育体制を確保するためには、未受講

者に対し31年度中に他県や通信教育での受講を加速度的に求めざるを得ないが、早期に経過措置の延長が認められれば、両資格保有に向けた計画的な対応が可能となるため、速やかに延長する旨を公にさせていただきたい。

○潜在保育士の活用も可能に

また、経過措置の延長が早期に決定されれば、現在勤務している保育教諭の救済だけではなく、潜在保育士に対しても32年度以降の更新講習の受講機会が確保されることから、施設としても未受講の潜在保育士の採用を躊躇する要因が当面なくなり、潜在保育士を即戦力として活用することが可能になる。

○他団体提案の実現も

加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置についても、豊中市(管理番号194番)や館山市(管理番号230番)が指摘しているように今後支障が生じ得る状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確保していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。

○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(13)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

278

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員の資格取得制度等の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定める放課後児童支援員の資格要件に係る実務経験年数の短縮

【参考】

基準省令第 10 条第 2 項第 3 号

「2 年以上児童福祉事業に従事した者」

同条第 9 号

「2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市町村長が適当と認めた者」

同条第 10 号

「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事し市町村長が適当と認めた者」

具体的な支障事例

基準省令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされている。

当該研修の受講要件は複数あるが、このうち「実務経験年数」については、短縮を望む声が市町及び現場から多く寄せられている。

具体的には、資格取得者が退職した場合、しばらくの間、新たに採用した者が放課後児童支援員になることができず、基準省令上の配置(2 名以上)が難しくなる事態が生じている。

また、放課後児童支援員たるべき人材の要素を備えるためには、必ずしも 2 年という期間が必要とは言えず、むしろ、実務に基づくノウハウ、児童・保護者や他の職員からの信頼関係等を踏まえて総体的に判断されるべきものとする。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格取得のための実務経験年数が短くなることで、資格取得対象者が増え、現在の人材不足の問題(人員配置の困難さ)を解消する一助となる。

支援員の人材不足が深刻な中、放課後児童クラブの待機児童解消のためにも効果があると考えられる。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、ひたちなか市、多治見市、山口市、西宮市、広島市、高知県、松浦市

○放課後児童クラブには2人以上の支援員（1人を除き補助員で代替可）の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。

○提案と同様に、有資格者が退職した後すぐに支援員が確保できない場合には設備及び運営の基準に合致しない状況となることから、人員配置の困難さの解消は必要と考える。ただし、支援員の質の確保の観点から、現在の実務経験年数よりも短い期間を設定する場合には、同じクラブに継続して勤務する場合などの条件を付し、実務に基づくノウハウや児童等との信頼関係が醸成されていることなどをある程度明確に判断できる場合に限るべきと考える。

○本市においても、放課後児童支援員の確保に大変苦慮しているところであり、「実務経験年数」の短縮によって人材確保の幅を広げるなどの抜本的な対策を講じない限り、近い将来、安定的な事業の継続に支障が生じるおそれがある。

○人口規模の小さい町村においては、資格取得者の退職に伴う職員補充に当たり、保育士等の有資格者をすぐに確保することは難しく、無資格者を採用せざるを得ない場合がある。この場合、放課後児童支援員資格を取得するためには、基準省令第10条第3項第3号に該当するために2年間の実務経験が求められることとなるが、その間に基準省令上の職員配置が困難となる。

○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。

○本市においても、都道府県認定資格研修を受講した者が離職するケースが多く見受けられる。今後、有資格者が離職した場合、研修を受講するまでの間、支援員の配置が困難となるケースも想定されることから、実務経験年数の短縮など受講可能要件の緩和は人員不足の問題解消につながるものとする。

○本市においても放課後児童健全育成事業の利用希望者の増に伴い、定員拡大に取り組んでいるが、定員拡大に伴う職員の確保が年々厳しくなっている。一方で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、質の確保も必要であるとする。

○本県では、同一市町村内だが通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保している等、特に中山間地域で人材が不足している。そのような中、認定資格受講希望者はいるが受講要件（勤務年数等）を満たしていないため要件緩和があると良い、という声もいただいている。本制度において、規模や周辺環境などが異なる多種多様な全国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見直されるべきと考える。

各府省からの第1次回答

放課後児童支援員には、その必要とされる専門性に鑑み、保育士や教員等の有資格者又は実務経験がある方になっていただくことが必要であると考えている。

一方で、支障事例のような事態が生じることも承知しており、経過措置期間経過後の放課後児童支援員研修のあり方を考える際に、こうした問題への対応策もあわせて検討していくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念

仮に経過措置期間がそのまま経過してしまった場合、各自治体において資格取得者の十分な確保ができていないところも多く、放課後児童クラブの利用率が年々高まっていく中、来年度以降の放課後児童クラブの運営に支障を来し（「場合によっては閉鎖せざるを得なくなるクラブも発生する」との現場の声もある。）、更なる待機児童の増大につながる恐れがある。

○各市町・現場からも実現を求める声

佐賀県内の各市町からも、認定資格研修そのものの受講要件を満たす資格者の確保に苦慮しており2千時間の総勤務時間を確保するために実質的には3年程度の期間を要しているとの指摘や、自身の専門性を高めたい、勉強する機会を得たいという職員がいるのに、実務経験年数の要件がネックとなり結果的に認定資格研修を受講する前に転職していく事例等もあり、「実務経験年数」の短縮を望む声が多く寄せられている。

○まとめ

必要な実務経験年数については、質・安全の確保を前提として、地域の実情に応じた年数に設定できるよう緩和すべきである。そもそも「児童福祉事業に2年以上従事した者」の「児童福祉事業」にも様々な種類があり、事

業種別や労働条件を考慮せずに、一律に2年の実務経験を課すのには無理があるのではないか。各自治体にとって放課後児童支援員の取扱いについては、待機児童問題を考える上でも喫緊の課題となっていることから、少なくとも来年度の各自治体の予算要求時期に間に合うよう、今年中を目途に早急な検討を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」については、多くの地方自治体から支障があるとの意見があることから、経過措置期間の経過を待たずに、早急に見直すことを求める。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨や平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 本年5月に開催した第71回提案募集検討専門部会及び8月に開催した関係府省ヒアリングにおいて、貴省からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しが考えられるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたところであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件緩和にとどまらず、地方公共団体側の納得が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

放課後児童支援員には、その必要とされる専門性に鑑み、保育士や教員等の有資格者または実務経験がある方になっていただくことが必要であると考えている。

一方で、支障事例のような事態が生じることも承知しており、経過措置期間経過後の放課後児童支援員研修のあり方について、引き続き検討していく。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

(i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省: 文部科学省)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

279

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

要保護状態にある外国人が属する国の領事館等に対する、保護制度適用の確認事務の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

領事館等に対する保護制度適用の確認について、これまで確認したすべての国で保護措置が無く、また、定期的に調査を行っても未回答の国があり、確認事務自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。

具体的な支障事例

○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書等を県に報告するとともに、報告を受けた県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することとなっている。
○本県がこれまで確認した全ての国(中国など7か国)が、保護措置は無いとの回答であり、確認自体が形骸化している。
○照会しても、当該年度で最初の照会のみ回答し、その後は未回答の国(韓国)もある。
○本県では年間 20 件程度の確認を実施している(1件の確認には2週間程度要している状況)。
○生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和 29 年5月8日厚生省社会局長通知)は、自治体に対して、当分の間、外国人に対しても生活保護法に準じて保護を行うことを定めたものであり、この通知に基づき事務処理を行っている状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○事務負担等の軽減
事務を廃止することにより、福祉事務所及び県本庁における業務の効率化及び郵送料の軽減に繋がる。
○事務処理の迅速化
外国人についても、生活保護法に準じ処理することが求められている。領事館等の回答を待つことなく、預貯金等調査終了後、速やかに保護決定が可能となり、事務処理の迅速化に繋がる。

根拠法令等

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和 29 年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、ひたちなか市、所沢市、千葉県、大和市、新潟市、浜松市、京都府、堺市、香川県、熊本市

○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書等を都道府県に報告するとともに、報告を受けた都道府県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知している。これまで確認した全ての国が、保護措置は無いとの回答である。また、年間5件程度の確認を実施しているおり、1件に係る確認には2週間程度要している状況である。このような状況で有り、事務を廃止することにより、福祉事務所及び本庁における業務の効率化及び郵送料の軽減に繋がるものと考えられる。

○外国人についても生活保護法に準じ迅速な処理をすることが求められているため、要保護状態の外国人の申請を都道府県に報告し、その属する国の代表部若しくは領事館等の回答を待って保護を決定した事例はない。

○領事館等に対し確認を行っても保護措置がなく、事務を廃止することにより福祉事務所及び県本庁における事務負担の軽減に繋がる。

○国によっては、回答までかなりの時間を要し、保護決定までの期間に影響を与えている。

また、本市でも、回答があった全ての国で保護措置は無しであり、照会は形骸化している。

○県においても、年間数件ではあるが、当該事務を実施している。過去10年間において、保護措置があるとの回答は無い。事務が形骸化しており、廃止にすべきだと考える。

○本市においては特定の国籍の外国人からの保護申請が多く、領事館等に対する確認が既に形骸化している状況。

○本県では年間照会数は少ないが、照会する国がほぼ同じであるため、対応が個々によって異なるものではないと、認識しており機械的照会になっているのが現実である。

各府省からの第1次回答

日本人と同様に日本国内で制限なく活動できる在留資格を有し、適法に日本に滞在する永住、定住等の在留資格を有する外国人については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年通知」という。)に基づき、行政措置として生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行っている。

この措置は、生存権保障の責任が第一義的にはその者の属する国家が負うべきとの考え方を基本としつつも、

①昭和25年に旧来の生活保護法にかえて現在の生活保護法が制定された際、日本国憲法第25条に規定する理念に基づく生活保護法に基づき受給権を有する者を日本国民に限定したことから、それまで、旧生活保護法に基づき生活保護を受給していた外国人が適用対象ではなくなったものの、当時、現に生活保護を受けている外国人が少なからず存在したこと

②また、昭和27年のいわゆるサンフランシスコ平和条約の発効に伴い、在日韓国・朝鮮人等は、日本国籍を離脱することになったが、当時生活保護を受けていた者に対して直ちに保護を廃止することは、人道上問題があったこと

等を踏まえて、講じられたものである。

その後、昭和57年に難民の地位に関する条約が発効したが、同条約において難民に対する公的扶助は、自国民に与える待遇と同一の待遇を与えることが締約国の責務とされているところ、難民に対する保護の措置はこの昭和29年通知により行われることとされ、今日に至っている。

このため、外国人から保護の申請があり、保護の実施機関が、当該外国人が要保護状態であると認めた場合には、申請書等の写し等の書面を添えて都道府県知事に報告し、都道府県知事は、当該要保護者が、その属する国の代表部若しくは領事館又はそれらの斡旋による団体から必要な保護を受けることができるかどうかを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することとしている。(局長通知1(3)(4))

すなわち、この確認の手続は、生存権保障の責任が第一義的にはその者の属する国家が負うべきであるところ、その可否を確認するものであり、行政措置として外国人に生活保護の決定を行う前提となる重要な手続である。

したがって、当該事務については必要な事務であり引き続き行っていくべきであると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

生存権保障の責任が、第一義的にはその者の属する国家が行うべきであるため、生活保護を申請した外国人が属する領事館等に対して必要な保護又は援護を受けることができるかどうか確認することの重要性は理解している。しかし、繰り返し述べるが、熊本県(追加共同提案団体の一部を含む)がこれまで照会した領事館等においては、保護又は援助をする旨を回答した国は無く、また照会に対して未回答の国もある状況となっている。

さらに、配信記事(2014年10月30日21時59分配信、産経WEST)によれば、照会未実施の福祉事務所も

あり、事務の形骸化が見られる。また、各国からは「保護又は援護の制度が無い」との回答ばかりであり、一度照会した領事館等に対し、外国人から保護申請がある度に照会を行うことは非効率である。さらに、同じ国の領事館に対して、別の都道府県からも同じ照会が行われ、本県と同じ回答を得ていることを考えると、その非効率さは際立つものである。

配信記事の厚生労働省担当者(当時)も本照会事務について課題を感じ検討の必要性を認識していたが、その後照会事務に変わりがない状況である。

よって、照会事務の形骸化、非効率性に鑑み、あらためて照会事務の廃止または見直しをご検討いただきたい。なお、見直しの方向性としては、当該事務の実施の判断を都道府県に委ねるのではなく、都道府県における当該事務を廃止し、国において定期的に一括してその国に属する外国人から生活保護申請があった場合には保護又は援護をできるか確認し、外国人に対する生活保護を行うにあたり必要と思われる生活保護又は援護の実施の有無などの情報を提供されるようお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉県】

貴省の回答のとおり制度趣旨は従来から承知しているが、照会に対する対応は未回答がほとんど、あとは保護措置なし、日本政府を経由して照会せよといった内容であり、現実としては本照会は形骸化していることから、保護決定の迅速化、実施機関における事務負担の軽減の観点から見直しが必要と考える。

【宮城県】

外国人を保護するにあたり、領事館へ必要な保護を受けられるか照会し確認することについて必要であることは理解しているが、過去の照会において、国として保護や支援する制度等がないと回答を得ている国に対しての必要性に疑問がある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

一国の事務を司る領事館等に対し、各地方自治体がそれぞれ照会することは非効率的であり、また、国対国の関係性においても、国が調査確認等を行い、各地方自治体へ情報提供を行えば足りることから、外国領事館等に対する確認事務は国において行うべきである。

各府省からの第2次回答

第一次回答でも回答したとおり、領事館等への確認の手続は、生存権保障の責任が第一義的にはその者の属する国家が負うべきであるところ、その可否を確認するものであり、行政措置として外国人に生活保護の決定を行う前提となる重要な手続である。

したがって、当該事務については必要な事務であり引き続き行っていただくべきであると考えている。

仮に、国が一括して領事館への照会を行うとしても、領事館からの回答が迅速化されるものではなく、保護決定の迅速化に資するものではないと考えられる。

一方、事務負担の軽減策(領事館への照会頻度の見直し等)については、今後、実態把握を行った上で、検討してまいりたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(36)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に関する実態把握を行い、2018年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

281

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善

提案団体

九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士登録の取消しに際して、収監等により所在が不明である場合には、法務部局を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善されたい。

具体的な支障事例

県内で、実刑判決を受けた保育士がおり、県として保育士登録を取り消す手続きを進めたが、当該保育士が収監されたため、登録取消しの通知の送付先が不明であった。
収監先について法務局に問い合わせたところ、「法的な調査権に基づく照会でなければ回答できない」とのこと。
そこで、公示送達による通知の是非について、厚労省へ問い合わせたが、不利益処分であることから、適用については慎重に検討されたいとの趣旨の回答があった。
また、保育士登録証の返納も求めることができなくなるため、公示送達による通知に至らなかったところである。
現状、都道府県は、本籍地である市町村への犯歴照会により対象者の現住所を把握することはできるが、収監された場合については、その収監先を把握することが困難であり、都道府県における登録取消しの本人への通知という法的義務を果たすにあたって支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

法に定める保育士の要件を満たさなくなった者に対する取消し事務から登録証の返納に至るまでの事務を確実に進めることができるようになる。
取消し処分を受けた者から確実に登録証を返納させることは、本来その資格を持たないものが児童の保育にあたってしまうリスクを回避することにもつながり、住民の安全・安心につながる。

根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口市、松浦市

—

各府省からの第1次回答

児童福祉法第18条の5に規定する欠格事由(以下「欠格事由」という。)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第26号)において、施設等からの報告により、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)が欠格事由に該当するおそれがあると認めるときは、関係地方公共団体等に情報の提供を求めることにより、その該当の有無を確認する仕組みを整備した。

当該規定に基づき、都道府県知事は、報告の対象となった保育士、当該保育士の家族、当該保育士の勤務する施設等を運営する事業者、当該施設等の市町村等に対し、情報提供を求めるとともに、報告のあった事案の裁判の傍聴等により、その裁判等の状況の把握に努めた上で、当該保育士が欠格事由に該当するおそれがあると認めた場合、適宜、当該保育士の本籍地の市町村に対し、保育士の犯罪の経歴に関する情報の照会を行い、欠格事由の該当の有無を確認できることとなった。

上記により、当該保育士が欠格事由に該当していることが確認できた場合において、保育士がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、収容先の施設が不明であることにより、児童福祉法施行規則6条の35第1項に基づく登録取消しの通知ができないときは、当該都道府県知事は、法務省矯正局に文書で照会することにより、収容先の施設を把握することができると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省御回答のとおり、都道府県文書での照会に対し、収容先の施設を把握することができれば提案の趣旨にかなうものとなる。

しかし、昨年度本県が法務省矯正局福岡矯正管区へ問い合わせ、案内された照会先である府中刑務所庶務課に文書で照会を行った際には、法的根拠に基づく調査権を有していないことを根拠に収容先の施設についての回答を得られなかったこと、また上記省令及びその施行に係る技術的助言である「保育士登録の取消しに関する事務について」(平成30年3月20日付け子発0320第5号)においても、貴省御回答の見解が明記されておらず、今回支障事例と同様の事例が発生した際に、関係部署において見解が共有されていないことに伴う混乱が懸念されるところである。

このため、改めて貴省御回答に基づく技術的助言を明文でお示しいただくよう要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

本案件については、法務省本省の矯正局へ照会を行っていただく必要がある。平成30年3月20日付け子発0320第5号「保育士登録の取消しに関する事務について」を補足する事務連絡によって照会先の周知を図ってまいりたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭22法164)

(x)保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

291

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病医療費助成制度の自己負担上限額管理制度の見直し

提案団体

香川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

自己負担上限額管理制度は、管理票を交付する都道府県はもとより、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関において多大な事務負担となっており、記載漏れや記載誤りの発生しやすい制度となっている。従来の特定疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上限額を管理する制度にすることで、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。

具体的な支障事例

自己負担上限額管理制度(受給者ごとに1か月の自己負担額の上限を設ける制度)は複数の医療機関を利用する場合を想定して、受給者証とともに交付された自己負担上限額管理票に、各医療機関において、診療ごとに医療費を記載することとなっている。
このことは、管理票を交付する県のみならず、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関においても多大な負担を強いられているとともに、記載漏れや記載誤りなども発生するとの声もある。
例えば、従来の特定疾患治療研究事業の制度のように、医療機関ごとに上限額を管理する制度(レセプト単位での管理)にすることで、各医療機関の会計コンピュータ上の管理に対応でき、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度を運営する都道府県、医療機関、患者の負担軽減となる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

群馬県

○本県においても、自己負担上限額管理制度は、患者、医療機関及び県の負担は、大きくなっている。自己負担管理を医療機関で完結できる制度の構築が望ましい。
○自己負担上限額管理制度は、医療機関における負担となっており、記載誤りがあることや、記載方法が複雑で行政への問合せも多い。
しかしながら、医療機関ごとに自己負担上限額を設定した場合、複数医療機関を受診される受給者の方の自己負担額が増え、現行制度より不利益となることが考えられる。

また、複数医療機関の医療費合算が自己負担上限月額を超えた場合、療養費申請で対応する運用とする場合、療養費申請の手続きを行うために、申請者、医療機関及び行政の負担が増える可能性がある。
○自己負担上限額管理票記載モレや、記載過りにより、上限額が適切に管理されず、償還払や医療機関間による調整等を強いられる例がある。現行制度のあり方は改善の余地があると考えられるが、提案内容のように医療機関別に上限額を設定とした場合、医療機関側としては業務負担軽減となると思われるが、複数科にまたがる受診や院外処方による調剤等、レセプトが複数枚に渡る患者に対してそれぞれ自己負担上限額を設定することは、患者自身の経済的負担増につながると懸念される。

各府省からの第1次回答

ご提案のように、医療機関ごとに上限額を管理する場合、当該医療機関は、他の医療機関において患者が支払った医療費が把握できないため、患者は、複数の医療機関の自己負担額の合計が上限額に達していたとしても、なお当該医療機関において自己負担上限額に達するまで医療費を支払う(窓口負担する)ことが生じる可能性があり、後日、償還されたとしても一時的に窓口負担が増えることが想定されることから、かえって、患者の利便性の低下につながるおそれがある。
そのため、ご提案の医療機関ごとに上限額を管理する制度の適用については実施困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案は、従来の特典疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上限額を管理することで完結することを想定しており、厚生労働省の回答のような医療機関ごとに上限を適用した後、さらに患者ごとの上限額を適用する制度を想定しているものではない。
本提案は、群馬県の意見にもあるように、患者によっては負担増になる場合もあり、自己負担額の設定については検討を要するが、抜本的な制度改正時期等において検討していただきたく提案したものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご提案のように、医療機関ごとに上限額を管理する場合、当該医療機関は、他の医療機関において患者が支払った医療費が把握できないため、患者は、複数の医療機関の自己負担額の合計が上限額に達していたとしても、なお当該医療機関において自己負担上限額に達するまで医療費を支払う(窓口負担する)ことが生じる可能性があり、後日、償還されたとしても一時的に窓口負担が増えることが想定されることから、かえって、患者の利便性の低下につながるおそれがある。
そのため、ご提案の医療機関ごとに上限額を管理する制度の適用については実施困難である。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】
(35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)
(i)指定難病の医療費助成(5条)に係る自己負担上限額を管理する制度については、自己負担上限額管理票への記載漏れや誤記入等を防止する観点から、その記載方法を地方公共団体に2019年中に改めて周知し、制度の適正な実施が図られるよう努める。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

297

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における「所得区分」を収集可能としていただきたい。

具体的な支障事例

所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。
書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。
また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。

根拠法令等

- ・健康保険法施行規則第 98 条の 2
- ・国民健康保険法施行規則第 27 条の 12 の 2
- ・児童福祉法第 19 条の 3 第 7 項
- ・児童福祉法施行規則第 7 条の 22
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律第 7 条第 4 項
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第 25 条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号及び別表第二の 9 の 項及び 119 の 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市

○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。

事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。

明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。

○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。

特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。

○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。

所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。

○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。

照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。

○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。

○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。

○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。よい。

○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。

書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。

○現在、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正処理につながる。

しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの。

○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。

○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。

各府省からの第1次回答

【内閣府、総務省】

まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。

そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係省庁で連携して検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市としては、現行の保険者照会の事務手続きについては、これまで回答してきたとおり、多くの問題点があり、これを解消することが喫緊の課題であると認識していることから、検討に要する時間について期限を設定するなど、スピード感をもって対処していただくとともに、実施について前向きな対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】

○ 内閣府（番号制度担当室）及び厚生労働省において、

・ 提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とのマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金併給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複者から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。

【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】

○ 内閣府（番号制度担当室）及び厚生労働省において、

・ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。

各府省からの第2次回答

【内閣府、総務省】

厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

申請者の所得区分情報を情報連携により取得する場合の事務フローを精査したところ、地方公共団体及び各保険者においてシステム改修を行う必要があるだけでなく、各保険者における中間サーバーへの所得区分情報の事前登録に要する事務負担が増大することや、一部の事務については、従来どおり郵送による連絡を行う必要があり、情報連携による新たな事務と従来の事務を並行して行うことによりかえって事務が繁雑になること等の課題が懸念されているところ。

これらを踏まえ、地方公共団体及び保険者における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請に係る事務負担を軽減できるよう、情報連携以外の対応も含め、関係部局で協力しながら検討を行う。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(33) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及

び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。
(関係府省:内閣府、総務省、財務省及び文部科学省)

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

306

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「次世代育成支援対策施設整備交付金」の手續の簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

○次世代育成支援対策施設整備交付金に係る厚生労働省との協議・申請段階において、整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準である、公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積もりと、民間工事請負業者2者の見積もりを比較して、いずれか最も低い方の価格を基準とするとされている要件について、民間工事請負業者2社の見積もりを廃止すること。

具体的な支障事例

○市有施設の改修にかかる補助金・交付金の申請において、民間事業者の見積もり徴収を要件とする事例は極めてまれであり、またその内、民間見積価格を採用した例もほとんどないことから、必須とは考えられない見積もりを徴収している。
○また、民間事業者の見積もりを徴収する場合、入札前に公共工事の内容(内容によっては、詳細な図面提供が必要)を一部民間業者に提供することになるため、当該業者にのみ準備期間を与え、入札において有利に働く可能性があるなど、公共工事における公平性の担保について懸念される。
○当該交付金に係る年度毎に発出される協議開始の通知から協議書提出までの期間が短いことから、短期間での見積もりを民間業者に依頼することになり、対応できる業者選定に労力を要するとともに、民間業者に対しても負担を強いている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○民間業者の見積もりを廃止することにより、入札前の事前情報提供が不要となり、公平性の確保が図られる。
○協議・申請に係る手續きの簡素化が図られる。

根拠法令等

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 5、別表1-2、別表1-3、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて 3(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山口市、和歌山市、北九州市

○平成29年度の次世代育成支援対策施設整備交付金において大規模修繕の補助協議を行ったが、民間2社の見積もりが必要であったため、業務を発注するわけではないのに、民間業者に無理を言って見積書の提出をお願いし負担を強いることとなった。本市としても予算用や入札までに事前に民間業者に見積書を徴取すること

はなく、入札により業者も決定されることから、公的機関の見積もりで問題ないとする。
○補助金の申請に係る見積もりを徴すると、入札前の情報提供をすることで、入札時に不公平が生じる
○公平性を考え民間事業者からの見積もりが取得できず、工事のスケジュールから交付金の協議を見送った事例あり。

各府省からの第1次回答

次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準の算定について、公的機関の見積もりが適正金額であるか否か確認する必要があることから、当該見積もりと民間事業者の見積もりとの比較は必須である。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金においては、地方自治体が策定した整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業を交付の対象としているところ、対象施設の整備計画の策定は整備交付金の協議開始の通知をもって行われるものではなく、それ以前より地方自治体において策定されているものと思慮され、見積もりが必要であることは事前に把握し得るため、民間業者見積もりを依頼する期間が短期間になるとは考えていない。

今後とも、協議にかかる事前の準備については各自治体に対し、周知してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公的機関の見積もりは、設計業務委託を受託した設計事務所による現地調査を含めた詳細な調査・検討結果による実施設計に基づいて積算されており、金額の適正性に関しては担保されている。

また、民間見積もりを徴収する場合、入札前の情報提供により、公共工事における公平性の担保を阻害する懸念がある。

交付金の採択において、適正な見積もりを基に協議を行うことは、交付予定額を適正に算定し、採択件数を全国的にできるだけ増やそうという趣旨と思慮するが、以上のことから民間見積もりの廃止を強く要望するものである。

なお、民間見積もりが必要であることは事前に把握できるとのことであるが、来年度における当該交付金制度の実施が不確定の段階で民間事業者に依頼することは現実的ではない。

現在は、協議開始の通知をもって、当該交付金制度の実施が知らされていることから、民間見積もりの依頼期間は短期間とならざるを得ない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準の算定について、公的機関の見積もりが適正金額であるか否か確認する必要があることから、当該見積もりと民間事業者の見積もりとの比較は必須である。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金においては、地方自治体が策定した整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業を交付の対象としているところ、対象施設の整備計画の策定は整備交付金の協議開始の通知をもって行われるものではなく、それ以前より地方自治体において策定されているものと思慮され、見積もりが必要であることは事前に把握し得るため、民間業者見積もりを依頼する期間が短期間になるとは考えていない。

今後とも、協議にかかる事前の準備については各自治体に対し、周知してまいりたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(38)次世代育成支援対策施設整備交付金

次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、地方公共団体へ事前に当該要綱を情報提供するとともに、予算成立後速やかに周知を行うこととする。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

316

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し

提案団体

今治市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと

具体的な支障事例

・介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。
・マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないのではないかという不安を与えている。
・介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・手続きが従来どおりとなり、高齢者及び代理申請する介護事業者、および自治体窓口担当者の負担が軽減される。

根拠法令等

介護保険法
介護保険法施行規則
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、滝沢市、米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山口市、田原市、出雲市、高松市、宇和島市、内子町、松浦市

○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバ

一)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○当市では、年間約300人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止してほしい。

○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、現状マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。

○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。

マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。

介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。

○対象が高齢者であることから、申請においてマイナンバー欄を空欄にする例が多く、市が職権で補記することが多い。

○介護保険被保険者証等の各証書の交付・再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと。

○事務処理上の支障がないため、申請書への補記もしていない。

○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。

個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。

○再交付事務だけで見ても年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

【厚生労働省】

介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。

提案については、介護保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。

なお、個人番号の導入にあたり、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと等を示している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

被保険者証等の交付や再交付の事務に必要な被保険者の情報は、既に市が保有している情報であり、改めて個人番号を利用する必要がないものである。また、個人の特定についても、住所、氏名、生年月日から容易に特定が可能である。申請者に高齢者が多く、個人番号の管理ができていないケースも多く見られるため、住所、氏名、生年月日で個人が特定できる場合は、個人番号の記入を必須としない等の柔軟な対応をしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 内閣府(番号制度担当室)において、
 - ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
 - ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
 - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。
- 厚生労働省において、
 - ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。
 - ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要とさせていただきたい。
 - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

- 介護保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。
 - ・ マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
 - ・ 一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。
 - ・ このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載(マイナンバー記載の義務づけ廃止)を可能とする方向で検討したい。
 - ・ 検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

6【厚生労働省】

(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(iii) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019 年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

・介護保険法施行規則(平 11 厚生省令 36)に規定する被保険者証(同令 27 条1項)等
(関係府省:内閣府)

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

319

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和

提案団体

那覇市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規、区変、更新申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。

具体的な支障事例

本市における介護認定調査員は、介護支援専門員の資格がなくても看護師、社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している調査員研修受講により介護認定調査業務を実施可能としている。
本市が委託している指定市町村事務受託法人への調査員に関しては、基礎資格として看護師、介護福祉士、歯科衛生士に加えて、介護保険法第24条の2第2項「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする」に基づき、介護支援専門員の資格を求めている。
指定市町村事務受託法人からは、市と同じ調査を行うことから、必要とされる資格要件について、市と同等にしてもらいたいと要望がある。
支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難としている。
さらに、「介護支援専門員」資格の更新研修(54時間)の期間中は「要介護認定調査」事務が滞り、その分、認定手続きの遅れが生じている。平成29年度は、委託法人の調査員4名が8日間の更新研修を受講。その結果、調査委託件数が64件減となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定市町村事務受託法人での「要介護認定調査」事務に従事する者に対し、その資格要件を本市と同様とすることで、指定市町村事務受託法人における介護認定調査員の人材確保が容易となり、認定手続きの遅れが軽減されると同時に、さらなる認定手続きの迅速化が図られる。

根拠法令等

介護保険法第24条の2第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

南伊豆町、名古屋市、田原市、神戸市、宮崎市

○本市でも指定事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として採用する介護支援専門員が集まらず、指定事務受託法人では、申請件数の増加を元に想定した採用予定数を下回る状態となっている。また、現在の調査員の高齢化も進んでおり、調査員の安定的かつ継続的な確保も課題となっている。今後の急速な高齢化にも対応できる安定的な介護認定調査業務の実施のため、調査員要件緩和について、至急対応いただきたい。

○支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定事務の遅れにつながる。

○本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託してしる。

しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が大幅に遅れる事態となった。

これにより、年度末時点において、未調査数が通常 300 から 500 件のところ、平成30年3月31日時点では、約 1100 件が未調査となり、相互協力で行っていた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査いただくよう依頼している状況である。

認定調査員確保ため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、国家資格である「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員OBも可能とするよう要望する。

各府省からの第1次回答

認定調査を委託する場合は、調査の質の確保の観点からアセスメントに係る技術等を有している介護支援専門員に限ることとしている。また、介護報酬は、サービスによって要介護状態区分が高いほど報酬が高くなり事業所にとって有利であり、認定調査員が要介護状態区分を作為的に高くする恐れがあるため、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要である。

これらを踏まえ、どのような条件であれば介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「調査の質の確保」について、指定市町村事務受託法人が実施する既存の研修に加え、保険者による研修を追加で行っていくことで、調査の質の担保が可能と考える。

また、「中立・公正性を確保」について、現行同様に利害関係のない調査を委託するとともに、今後の委託件数および委託内容等に関して問題がないかの確認を趣旨とした定例会開催の仕組みを指定市町村事務受託法人と保険者との間で整えていくことで、中立・公正性の確保が可能と考える。

最後に、「平成31年度中に結論を得る」とあるが、平成31年度にもまた介護支援専門員更新研修受講に伴う調査件数減が発生することから、「平成31年度介護支援専門員更新研修」申し込み募集期間前までの結論を希望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

「事業者にも有利となる調査」が行われることを排除するための限定事項であれば、調査員を介護支援専門員に限定することではなく、「介護認定審査会委員に関する制約」と同様に、「介護認定調査を行う者に関する制約」として、別途定めれば足りると考える。

また、「調査の質の確保」の観点からみると、介護支援専門員の更新研修に認定調査の項目もないことから限定の意味はない。むしろ、厚生労働省の行う「要介護認定適正化事業」で作成している研修素材等を活用した研修を実施するほうが、「調査の質」を確保するには、有意義であり、より現実に即していると考える。

したがって、指定事務受託法人の行う認定調査を介護支援専門員に限定する理由はなく、早急に同限定を外していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 提案団体は、指定市町村事務受託法人の人材確保が進まず認定調査において大幅な遅れが出ており、できるだけ早い対応を望んでいる。こうした状況を踏まえ、実施状況の調査・分析を今年中に行うなど可能な限り速やかに対応していただきたい。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要であることから、どのような条件であれば、介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得ることとしたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(27) 介護保険法(平9法123)

(vi) 要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。